

議会会議用タブレット賃貸借業務 仕様書

湖北地域消防組合

1 業務の内容

本業務の内容は、以下の項目を一括して行うものとする。

- (1) タブレット型端末のリース
- (2) 会議システム、グループウェア、その他仕様を満たすために必要なフィルタリング等ソフト(以下「会議システム等」という。)の導入、初期設定及び運用保守
- (3) 通信(モバイルデータ通信)サービスの提供
- (4) 会議システム等の初期設定及び操作講習会の実施

2 会議システム等の賃貸借期間

タブレット端末の賃貸借期間及び会議システム等の運用保守期間は、令和5年12月1日から令和10年11月30日までとする。(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

3 会議システム等の稼働

令和5年12月1日までに、会議システム等を使用するために必要な初期設定等を完了させ、全てのタブレット型端末における通信環境を含めた動作確認を完了しておくこと。

導入後に、操作講習会を実施すること。

運用マニュアル類は、電子データ及び紙媒体(パイプ式ファイルなど頑丈なファイルに綴込したもの)で納入すること。

4 会議システム等の運用時間

年間を通じて使用が可能であること。(事前協議によるメンテナンス等による停止期間は除く。)

5 タブレットの仕様、初期設定

- (1) 賃貸借するタブレット型端末は、「Apple 社製 iPad Wi-Fi+Cellular モデル、画面サイズ 10.9 インチ以上、・ストレージ 128GB 以上」の8台とする。
- (2) 調達するタブレット端末には、電源アダプタと充電ケーブルを同封すること。
- (3) 初期設定時には、以下の項目を実施すること。
 - ア 機器管理番号、利用者名、電話番号、機器製造番号、各アプリケーションの ID を明記した端末の利用管理台帳を作成すること。ただし、利用者名については空欄とし、湖北地域消防組合(以下「組合」という。)が記入することとする。

- イ 機器管理番号を、別途タブレット型端末にラベル貼付すること。
 - ウ 導入するアプリケーションのインストール・ホーム画面・ブックマーク登録等の設定を行うこと。ただし、簡易に設定が可能と組合が判断する場合は、マニュアル等に基づき設定作業の教示・協力を行うこと。
 - エ 組合が整備している無線Wi-Fi環境への接続設定を行うこと。
- (4) タブレット型端末については、セキュリティソフトをインストールし、以下の機能を有するとともに、セキュリティに関する対応が可能なこと。
- ア タブレット端末の紛失・盗難時は組合若しくはタブレット端末使用者からの連絡によりデータ通信回線の利用中断、再開や端末のロック、初期化の対応を行うこと。また連絡の受付及び対応は24時間365日とすること。
 - イ Web制限フィルタリング、操作ログ管理機能、Webアクセス監視機能を実装すること。
 - ウ タブレット型端末からSIMカードを抜去し、他端末で利用された際に検知でき管理者に通知できること。
- (5) アプリケーションのインストール制限など、タブレット型端末の初期設定は、組合事務局管理課と別途協議の上、決定すること。
- (6) 通信(携帯電話回線)サービスにおける通信可能なデータ量は、タブレット型端末1台当たり3ギガバイト(月単位)とする。また、以下の条件を満たすこと。
- ア 回線ごとに、使用したデータ量のシステム管理ができること。
 - イ データ通信総量が契約上限を超えた場合の容量追加は可能とする。なお、それに伴う費用については組合が別途負担する。
- (7) タブレット端末貸借期間が満了したときは、貸し付けた端末を引き取ること。また、データ消去の手順を示し、協力すること。
- (8) タブレット型端末の故障や紛失、水濡れ時の端末の交換に関しては電気通信事業者が提供する端末補償サービスにて無償交換対応し、交換したタブレット型端末の設定に関しては保守初期費用をもって対応すること。
- (9) 世界的な半導体供給不足を原因とした端末の納期遅延又はその懸念等がある場合は、組合事務局管理課と別途協議の上、決定すること。

6 会議システム等の仕様

(1) 会議システムの仕様

会議資料(議案書、委員会資料、その他の文書等)を会議システム上に登録した上でタブレット型端末を使用し、モバイルデータ通信を通じて閲覧することができ、円滑な会議の進行が行えること。

- ア 会議システムは、東京インタープレイ株式会社が提供する「SideBooks」とする。

イ 利用者は最大 50 とし、クライアントのライセンス費用も含むこと。また、同時に使用しても支障なくシステムが利用できること。

ウ クラウドサーバのデータ最大保存可能容量は、1 ギガバイト以上とする。また、保存データ容量の追加を行う場合、10 ギガバイトごとに追加することが可能なこと。

(2) グループウェアの仕様

タブレット型端末間で、情報の交換や共有・スケジュール管理等を通じて、業務を効率化するため、掲示板・カレンダー(スケジュール)・チャット連絡機能を有するグループウェアを導入する。

ア グループウェアは、ワークスマバイルジャパン株式会社が提供する企業向けクラウド型ビジネスチャットツール「LINE WORKS」とする。

イ ユーザ数は、17 とする。

7 タブレット端末・会議システム等の運用保守

タブレット端末・会議システム等の運用保守にあっては、以下のとおり実施すること。

(1) 対応時間は、平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで(土・日・祝・12 月 29 日～1 月 3 日を除く。)とする。

(2) 電話又はメールでの問合せに対応すること。

(3) タブレット型端末及び会議システム等の利用又はトラブルに関する問い合わせに対応すること。

(4) 故障対応時は、故障端末の状況により交換のほか、接続確認、必要なアプリケーションの設定等の初期設定等を実施すること。

(5) 故障対応の際は、問い合わせを受けた時間から、原則 5 営業日を目指して対応すること。(土・日・祝・12 月 29 日～1 月 3 日を除く。)

(6) タブレット端末については端末補償サービスを付帯し、故障・紛失・盗難時には同等のタブレット端末を指定の場所へ納品すること。補償サービス適用回数は、故障・紛失共に無制限とするが、端末補償サービスが定める免責金額については、組合にて負担する。ただし、自然災害や利用者による改造・加工による損害については、保守の対象外とする。

8 本業務に係る費用の算出

本業務に係る費用については、下記の区分で金額を算出し、入札すること。

なお、(2)①、③の費用は月単位、それ以外の費用は年度一式での算出とする。

(1) 初期導入費用

①操作講習会(管理者向け 1 回)の実施費用

②回線契約の新規事務手数料

- ③端末キッティング費用
 - ④会議システム等の初期設定費用
- (2) ランニングコスト(使用料・通信費・運用支援費用関係)
- ①タブレット型端末賃貸借費用
 - ②会議システム等(会議システム・グループウェア)の使用に係る費用
 - ③通信(モバイルデータ通信)サービスの提供に係る費用
 - ・基本使用料、メール機能モード、補償サービス、MDMを含む。
 - ④フィルタリング
 - ⑤保守費用
- 9 本業務に係る費用の支払い等
- (1) 初期導入費用については、それぞれの作業等が終了した後に支払うものとする。
 - (2) ランニングコストのうち、年度単位で費用を算出した項目は、当該年度分を毎年度内に支払う。
 - (3) その他のランニングコスト費用については、毎翌月払いの60か月長期継続契約により、令和5年12月分から支払う。
- 10 受託者の条件
- (1) 納入以降、庁舎内において、電波が不安定若しくは利用しづらい状況が判明した場合、受託者自らが7営業日以内に電波の調査及び改善検討を実施すること。実電波の調査及び改善検討が7営業日以内に難しい場合、電波改善計画を提出し、組合の所管担当者の許可を得た上で、電波改善を行うこと。
なお、電波調査と電波改善の通常対応に係る費用については受託者負担とするが、組合の施設内に電波改善機器を設置する場合、電気代に関しては本組合の負担とする。
- 11 その他
- (1) この入札に係る契約は、湖北地域消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成19年条例第1号)に基づく長期継続契約であるため、湖北地域消防組合は、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の削減があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。
 - (2) その他本仕様書に明示されていない事項で疑義が生じた場合は、組合事務局管理課と別途協議の上、決定すること。